

東御市

# 男女共同参画 推進条例

のあらまし

一人ひとりが  
輝いて暮らせる  
まちをめざして

人は誰でも一人の人間として尊重され、平等であると日本国憲法に書かれています。また男女共同参画社会基本法でも、「男である」、「女である」に関係なく互いに認め合い、自分の意思で、それぞれの持つ個性と能力を發揮して、社会のあらゆる分野で、力をあわせて参画することのできる男女共同参画社会を目指すと書かれています。

東御市では、これまで、憲法や基本法の考え方にあわせ、関係団体等と共に、男女共同参画社会の実現のための様々な取り組みを進めてきました。しかし、いまだに「男はこうあるべきだ」、「女はこうあるべきだ」というような性別で役割を決めつけてしまう考え方や習慣等が残っています。

一人ひとりが輝いて暮らせる安心と生きがいのあるまちとなるよう、みんなが共通の考え方をもち、あらゆる場で、なお一層男女共同参画を進めることを決意し、この条例を制定しました。

平成21年12月21日 施行

策定にあたり 条例を決める際に、市民の皆さんに親しんでいただける条例を目指しました。  
このパンフレットでは、条文を更にかみ砕き親しみやすい表現になっていますので、  
ご不明な表現については、5～6ページの条文をご確認ください。

## 第1条

(目的)

# 条例の目的

男女共同参画社会をつくるための基本的な考え方を示し、みんなが目指す方向を共有します。

市、市民、地域団体（区やその他の地域社会で活動を行う団体等）、事業者及び教育関係者が、男女共同参画を進めるためにそれぞれの立場で果たしていかなければならない役割をはっきり示し、みんなで男女共同参画を進めます。

男女共同参画男女共同参画社会の実現に向けて市が行う基本的施策を定め、実施します。

## 第2条

(定義)

# 男女共同参画とは？

この条例で使う言葉の意味を定めました

「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって、社会のあらゆる場における活動に参画する機会が確保されること。その結果、男女が政治的、経済的、社会的及び文化的利益やよここびを等しく受けることができ、それと同時に、共に責任を担うことをいいます。

男女共同参画を進める基本的（具体的）な考え方は、第3条の基本理念で示しています。

※「参画」とは、単なる参加ではなく、より積極的に意思決定過程へ加わること。

# 男であること、女であることを理由に役割を決める？

「性別による固定的な役割分担」とは、男であること、女であることを理由に、役割分担を決めてしまうことをいいます。これでは、個人の希望や努力、能力が活かされず、男女共同参画推進のさまたげになる場合があります。

# 積極的改善措置とは？

様々な活動団体の構成員が男女のいずれか一方に偏っている場合、その少ない一方が参画することは、事実上なかなか難しいものです。男女のいずれか少ない一方の置かれた状況を考慮して、それらの人にも現実に参画できるようにすることを「積極的改善措置」といいます。

この積極的改善措置は、男女どちらの側にも当てはまります。



●東御市男女共同参画推進条例の条文は、5～6ページに記載されています。

# 第3条

(基本理念)

## 男女共同参画を推進するための**基本的な考え方**

私たちが男女共同参画を推進する上で基本となる8つの考え方を決めました

1

### 男女の人権の尊重

男女が個人として尊重され、性別により差別されることないようにしましょう。

2

### 社会における制度又は慣行についての配慮

「男だから」「女だから」という性別による固定的な役割分担が、地域活動や職場、学習の場等における活動のさまたげにならないようにしましょう。

3

### 男女共同参画についての学習の推進

社会のあらゆる場(家庭、地域、職場、教育の場等)で男女の人権が尊重され、男女共同参画について学ぶことができるようにしましょう。

4

### 家庭生活における共同参画

家庭においても家族が男女の別なく互いに協力し合い、社会の支援を受けながら、子育てや介護、その他いろいろな家庭生活の中でやらなければならないことをともに行いましょう。

5

### 政策等の立案及び決定への共同参画

市における政策やその他社会で決める大切なことを、男女一緒に考え決めていきましょう。

6

### 家庭生活における活動と他の活動との両立

家庭生活を無理なく送りながら、私たち一人ひとりが持っている能力を発揮することができるように、男女が共に地域で活動し職場で働くことができるようにしましょう。

7

### 母性の保護と生涯にわたる健康の尊重

女性には妊娠及び出産という大事な役割があります。この女性の役割を保護すると共に、それが女性の社会活動を妨げることのないよう配慮しなければなりません。また、男女ともに生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにしましょう。

8

### 国際社会における取組の理解

男女共同参画の推進は、世界の動きや考え方を理解し、取り入れながら進めましょう。



# 私たちの果たすべき役割

## 第4～8条 (責務)

### 市民は… 第5条

あらゆる場で男女共同参画について理解を深め、積極的に男女共同参画の推進に努めます。また、市が行う男女共同参画推進施策に積極的かつ主体的に協力するよう努めなければなりません。

### 地域団体は… 第6条

その構成員の性別による固定的な役割分担を解消し、その運営並びに活動に関する大事な方針を立て決定することに男女が共に関わり進めていけるよう、体制づくりと環境づくりを整えるように努めます。また、市が行う男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければなりません。

### 事業者は… 第7条

男女が共同して仕事ができる体制をつくり、仕事と家庭を両立できるような環境を整備するよう努めます。また、市が行う男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければなりません。

### 教育関係者は… 第8条

教育が男女共同参画の推進に大きく影響することから、基本的な考え方を配慮した教育を行うよう努めなければなりません。

### 市は… 第4条

国、県、市民、地域団体、事業者、教育関係者と連携・協力しながら、男女共同参画推進施策を策定し、実施します。また、自ら積極的改善措置の推進に努めます。



# してはいけないこと

## 第9～10条

### 性別による人権侵害の禁止等・公衆に表示する情報に関する留意

#### 性別による人権侵害の禁止 第9条

すべての人は、社会のあらゆる場で、次の行為(性別による人権侵害行為)を行ってはいけません。

1. 性別による差別的な取扱い
2. 男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為
3. 性的な言動その他性的な嫌がらせにより周りの者を不快にし、又はその生活環境及び就業環境を害する行為

#### 公衆に表示する情報に関する留意 第10条

すべての人は、印刷物の掲示、配布や放送等で情報を提供する際、次の表現を行わないように努めなければいけません。

1. 性別による固定的役割分担を助長し、連想させる表現
2. 男女間における暴力的行為及び性的嫌がらせを助長し、連想させる表現
3. 過度な性的表現



## 第11~17条

# 市は、基本的施策として 次のことを行います

## 第2章 男女共同参画の推進に関する施策

### 1. 「男女共同参画基本計画」を定めます 第11条

基本的な考え方(基本理念)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を実施するための、基本的な計画を定めます。その際、市民の声や東御市男女共同参画審議会の意見を聴きます。

### 2. 男女間に格差が生じている場合は市民等と協力して積極的に格差を改善するよう努めます 第12条

この積極的改善措置は、男女どちらの側にも適用されます。審議会などの附属機関の委員の委嘱任命については、男女の登用率の均衡を図るよう積極的に改善措置を講じます。

### 3. 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を男女共同参画審議会に報告し、市民に公表します 第13条

女性の役職登用率や施策の実施状況を皆さんにお知らせします。

### 4. 男女共同参画の推進に必要な調査を行い研究並びに情報の収集及び整備を行うよう努めます 第14条

男女共同参画を進める上での基礎となります。

### 5. 苦情や相談を受け付けます 第15条

市が行う男女共同参画についての施策に意見がある時や、性差別を受けたり、男女の間で暴力を受けて悩んでいる時などは、申出や相談ができます。

### 6. 市民団体の活動を支援します 第16条

市は、男女共同参画についての活動を応援するため、いろいろな情報の提供や、講師の紹介等をします。

### 7. 男女共同参画を進めるための体制を整えます 第17条

市は、男女共同参画に関する施策をおこなうために、市、市民が協力できる体制を整えます。



## 第18~23条

# 東御市男女共同参画審議会

## 第3章 東御市男女共同参画審議会

男女共同参画に関する基本計画の策定や変更をしたり、重要なことを決めたりする時は、東御市男女共同参画審議会を設けて専門に調査したり話し合います。

この審議会は、男女共同参画を進める上で必要なことについて調査、話し合い、市長にアドバイスすることができます。

第18条

●東御市男女共同参画推進条例の条文は、5~6ページに記載されています。



# 東御市男女共同参画推進条例のしくみ

## 8つの基本理念

1. 男女の人権の尊重
2. 社会における制度又は慣行についての配慮
3. 男女共同参画についての学習の推進
4. 家庭生活における男女共同参画
5. 政策等の立案及び決定への共同参画
6. 家庭生活における活動と他の活動との両立
7. 母性の保護と生涯にわたる健康の尊重
8. 国際社会における取組みの理解



### してはいけないこと・気を付けること

- ★性別で差別してはいけない。
- ★男女間の暴力的行為や性的な嫌がらせをしてはいけない。
- ★性別による固定的役割分担や、男女間の暴力的行為を助長し連想させる表現、過度な性的表現に気をつけなければならない。

### 男女共同参画の推進に関する施策

- ★基本計画の策定
- ★積極的改善措置
- ★施策の実施状況の報告
- ★調査研究
- ★苦情や相談の対応
- ★市民団体の活動支援
- ★推進体制の整備

東御市男女共同参画審議会…男女共同参画推進に関する重要事項の調査や審議を行う